

# トランプ法人税改革は実現するか

中央大学 法科大学院 教授 森信 茂樹  
東京財団 上席研究員

トランプ大統領が正式に誕生し、世界の外交、経済に大きな影響を与える発言・行動に注目が集まっている。

本稿では、新年早々トヨタのメキシコ工場計画に対してツイートした“border tax”など、トランプの法人税改革について考えてみたい。現在共和党との間で協議が行われているので、共和党の選挙公約（A BETTER WAY）も併せて考慮した。

注目すべきは、法人税率の35%から15%への引き下げ、米国多国籍企業が海外に留保している利益への課税（還流税制）、それから先述のborder tax（国境税？）の3つである。

まず大幅な税率引き下げについて。共和党は、「研究開発税制以外の租税特別措置をすべて廃止しその財源で20%まで引き下げる」としている。しかし、大統領がいくら意気込んでも、ロビイストの活躍の根源である租税特別措置を廃止することは非現実的であろう。還流税制により財源を求めるとの声もあるが、ラストベルトへのインフラ投資の財源も必要となるので、20%への引き下げは容易ではない。ましてやトランプ案の15%への引き下げは難しいであろう。まずはわが国など先進諸国並みの20%台半ばを目指すという

ころではないか。

次に還流税制である。米国の国際課税制度は、全世界所得課税方式とよばれ、米国企業が世界で稼ぐ全所得に対して課税権を持ち、外国で支払った税金は、外国税額控除により排除するというものである。したがって米国企業が海外で稼ぎ、（米国より低い）税を払った後、配当として米国に還流させると、差額が追加的に米国で課税される。そこで多国籍企業は、米国に還流せず海外の低税率国に所得を留保することになる。米国多国籍企業が、2兆ドルを超える所得を海外に留保している最大原因は、この税制にある。そこで、トランプ・共和党は、これを改めることを考えている。

共和党は、「過去」に海外子会社で発生した所得には、一回きりの軽減税率（現金については8.75%、それ以外は3.5%）を課し、「将来」分については、企業が還流させても追加課税しない国外所得免除方式にすることを提案している。トランプは、米国企業が留保している利益には「発生時に」10%で課税するという案である。どちらも、「留保利益を還流させなくても、配当したとみなして課税する」という点で共通しているが、課税され

---

ば巨額なマネーが米国に「還流」してくる。上院・下院ともに共和党多数という構図なので、この税制は一気に動き始めるだろう。

還流マネーにはユーロ建て資金などがあるので、還流する際にはドル買いが生じドル高となる。ブッシュ時代の05年に同様の税制が一回限りで導入された（リパトリエーション税）が、大幅なドル高が生じた。

最後に、ボーダータックスである。これは、共和党案で、仕向け地キャッシュフロー税制（Destination Based Cash Flow Tax、DBCFT）という税制ではないかといわれている。輸入には課税し輸出は免税にする税制で、わが国や欧州にあるVATの国境調整を法人税制の中で行おうというものである。法

人税率が企業の立地選択に影響しないこと、海外に利益を移転するというインセンティブがなくなることなどがメリットである。導入されれば、世界のサプライチェーンに極めて大きな影響を及ぼす可能性がある。

しかし多くの課題がある。輸出企業への還付は国民から批判を受ける。輸入品への課税は、消費者を直撃する。インボイスのない中で国境調整という税務執行が適切にできるかという問題もある。最大の問題はWTOとの整合性である。輸出時に輸出分の法人税を還付するのは、輸出補助金とみなされ、WTO違反となる可能性が指摘されており、ハードルは高そうだ。じっくり見極めていく必要があるようだ。